

平成28年 4月 1日
東京大学本部入試課

東京大学第2次学力試験入学試験問題の2次利用について

東京大学では、これまで本学の第2次学力試験入学試験問題（以下「第2次試験問題」という。）の2次利用（更に複写し他者に配付したり，過去問題集を作成したり，インターネット上で掲載したりする場合等を含む。）については，事前に本学の承認を得ることとしていましたが，今後は，下記に則すことを条件として，事前の承認を得ることなく利用できるよう変更します。

なお，第2次試験問題の利用条件は緩和しますが，著作権が本学に帰属することにより変わりはありませんので，その利用に当たっては，本学の著作権上の権利を損ねることがないように十分注意してください。

記

- 1 2次利用した場合は，別紙「東京大学第2次学力試験入学試験問題利用報告書」（以下「利用報告書」という。）を，一用途ごとに，本部入試課に成果物の公表から1か月以内に提出すること。
また，利用報告書には，2次利用による成果物〔出版物，教材及び電子媒体等（インターネット掲載の場合は，当該ページの複写等）〕1部を添付すること。
※ 2次利用による成果物の再版等を行う場合は，利用報告書を再度提出する必要はありません。ただし，内容の改訂又は再編集等を行った場合は，この限りではありません。
- 2 第2次試験問題の一部又は全部を2次利用する場合は，本学の第2次試験問題からの引用であることを必ず明示すること。
また，原本どおり利用できない場合は，改変したことを必ず明示するとともに，本学では解答・解説・配点を一切公表していないため，それらを掲載する場合は，本学が公表したものでないことを必ず明示すること。
なお，次の場合は，上記1に定める利用報告書の提出は不要です。
 - (1) 受験予定者が自主学習のために使用する場合
 - (2) 学校その他の教育機関（営利目的で設置されているものを除く。）の教職員が教育の一環として使用する場合
※ 第2次試験問題の一部については，著作権の処理中であるとか，著作権の利用許諾が得られないために非公開とする場合があります。
また，本学では，試験問題としての性格上，出典を明示しない場合があります。
- 3 第2次試験問題のうち，本学以外の第三者に著作権があるものを2次利用する場合は，利用者の責任において著作権者（著作権処理を受託している団体等がある場合はその団体等）に対し，適切に許諾手続等を行うこと。